ふる里の川 本宮川を取りもどす会　会則

（名称）

第1条　本会は、ふる里の川 本宮川を取りもどす会　と称する。

（事務所）

第2条　本会の所在地は会長宅に置く

（目的）

第3条　本会は、会員の親睦と結束を図り、地域住民の心のふる里、本宮川を清潔な街のシンボルとして『本宮川の清流保全と詩情溢れる豊かな水辺空間の回復』『市街地で奇跡的に生息する本宮川の蛍を守る』事を目的とし、平成30年6月1日 設立する。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

1. 本宮川　清掃 事業
2. 本宮川が水無し川になる事を防ぐために出来ることを調査・対策実施
3. 水辺に簡易ビオトープ等を作成　蛍が生息しやすい環境を作る
4. 本宮川の水辺に詩情溢れる景観を創出

（会員）

第5条　本会の会員は、次の2種類とする。

（１）会の目的に賛同し入会した者

（２）その他、会長が認めた者

（入会）

第6条　会員として入会希望する者は、入会申込書を『ふる里の川 本宮川を取りもどす会』に提出し、承認を得るものとする。

（会費）

第7条　会費等は徴収せず、寄付金と助成金・補助金で運営する。

（退会）

第8条　会員は、退会届を『ふる里の川 本宮川を取りもどす会』に提出することにより

いつでも任意に退会することができる。

（役員）

第9条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　1名

（２）副会長　若干名

（３）会計　　1名

（４）監査　　1名

２　第１項に定める役員は会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条　会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。３　会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

（会計）

第11条　会の経費は寄付金と補助金の収入をもってこれにあてる。

２　会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

３　収支計画書を作成し、これを年１回総会で報告し、承認を得る。

（総会）

第12条　本会の総会は、会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）事業の変更

（３）事業報告及び収支決算

（４）役員の選任または解任

（５）解散

（６）その他会の運営に関する重要項目

３　総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

４　第２項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（変更）

第13条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

１　この会則は、平成30年6月1日から施行する。